

# 入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）の共通事項

美波町が発注する建設工事について、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式）により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

## 1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知  
入札参加者は、町が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額（入札金額）  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 工事費内訳書の提出
  - ① 入札に当たっては、入札金額の内訳を記した工事費内訳書を入札書に添付して開札執行の日時及び場所に持参すること。
  - ② 工事費内訳書は、この入札公告を掲載している町ホームページからダウンロードしたものにより作成すること。
  - ③ ②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書を提出がない者又は異なる案件の工事内訳書を提出した者の入札は無効とする。
- (4) 入札保証金  
入札保証金の納付については、免除する。
- (5) 入札執行回数  
入札執行回数は2回（再入札）までとし、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないことを確認したときは、後日再入札を実施する。
- (6) 開札の立ち会い  
開札は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札執行職員の開札宣言後、入札参加者の立ち会いの上、開札を行う。
- (7) 入札・開札の延期及び中止
  - ① 入札参加者が連合した場合、若しくはそのおそれが強い場合又は不穩の行動をなす等の場合等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - ② 入札参加者が1人の場合でも、落札者を決定することができるものとする。
  - ③ ①等の事情により開札の延期又は中止をした場合は、適当な手段により、この入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

## 2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

- (1) 「総合評価に関する事項」の1の得点合計が0点未満となった者
- (2) 失格基準価格を下回る入札を行った者
  - ① 入札価格が以下により算出される失格基準価格(税抜き)を下回る価格である者  
失格基準価格(税抜き)＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.85＋一般管理費等×0.68  
なお、失格基準価格(税抜き)は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。
- (3) 開札から落札決定までの間に、配置予定技術者をこの工事に配置できなくなった者
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、美波町建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成18年3月31日告示第48号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は美波町暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
- (5) 入札書に記載の金額と工事費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者

### 3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者の入札
- (2) 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書を提出しない者の入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (9) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (11) 入札参加資格確認資料の技術提案又は簡易な施工計画が適正でない者の入札（未提出・未記載の者を含む）

### 4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、美波町建設業者等指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、美波町暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

### 5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）  
確認資料については、次に掲げる書類のうち、入札公告において指定した書類を提出すること。落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された次の書類により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。  
なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は、無効、評価基準が確認できない場合は、加算点の算出を行わないものとする。  
また、落札候補者となった者は、各様式に記載した内容を証明する資料等を速やかに追加提出しなければならない。（提出書類に保険者番号及び被保険者等記号・番号などが記載されている場合は、マスキングを施すこと）。その際の提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途町から連絡する。

- ① 入札参加資格確認票（様式1）  
提出後、落札決定までの間において、様式1に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。
- ② 総合評価加算点等算出資料申請書  
この申請書により、入札参加資格の確認及び総合評価落札方式における加算点の算出を行う

ので、この点に注意し入札公告、総合評価に関する事項及び申請書に記載の注意事項等を確認の上、申請すること。

なお、この審査結果をもって、その他の工事又は「主観点数の申請」において記載内容が適正であると認めるものではないので留意すること。

ア 企業の施工実績等

落札候補者となった者は、工事成績評定通知書、同種工事の施工実績、ISO等認証・登録証、CORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面、同種工事の施工実績が民間工事の場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等等））により、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

イ 配置予定技術者

配置予定技術者については、最大3名まで申請できるが、複数の配置技術者を申請した場合には、加算点の最も評価の低い者の評価を採用する。

なお、配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

また、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として、他の工事に従事している者や、建設業許可業種毎に営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とすることはできない。

配置予定技術者を変更することは原則として認めない。ただし、この技術者の死亡等の理由による変更については、別紙「主任技術者等の途中交代の取扱いについて」のとおりとする。

ただし、次のi)又はii)に該当し、「工事完了誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者とすることができる。

i) 専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了<sup>\*1</sup>する場合。

ii) 専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日<sup>\*2</sup>までに完了<sup>\*1</sup>する場合。

※1 「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない。）をいう。

※2 「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。また、特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

落札候補者となった者は、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」、「監理技術者補佐選任（変更）通知書」及び配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証の写し等雇用期間及び同種工事の施工経験が確認できる書類、工事成績評定通知書の写し、技術者台帳（原本）やCORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面）等他の工事に従事していないことが確認できる資料（又は「工事完了誓約書」）、評価基準及び参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

※3 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を選任で配置し、監理技術者が他工事と兼務する場合に提出が必要となる。

ウ 地域貢献度・地域精通度

落札候補者となった者は、評価基準が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

地元企業活用：1次下請予定企業の契約予定工事の概要記載及び1次下請予定企業の建設業法の許可証の写しを速やかに追加提出しなければならない。

地域精通度：建設業法の許可証の写し等を速やかに追加提出しなければならない。

エ 企業の施工能力

落札候補者となった者は、優良建設技術表彰の実績を申請した場合、受賞技術者の健康保険被保険者証の写し等受賞技術者との雇用関係が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

③ 総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）  
設計図書等の内容に基づく施工計画を、評価項目ごとにA4版に記載することとし、枚数については、様式2において指定した枚数の範囲内とすること。また、この申請書に記載の「**記述上の留意点**」に注意すること。

④ 総合評価（技術提案）申請書（様式4（その2））  
技術提案を行う場合は、様式4（その2）を使用して、A4版に記載することとし、枚数については、様式4（その1）において指定した枚数の範囲内とすること。また、各様式については「記述上の留意点」に注意すること。

技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることにならないよう取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することなしに。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。また、技術提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。

本項で提出された技術提案の内容の全ては、原則、実施工において同等以上の施工をしなければならないものとして取り扱うので、十分検討の上、記載すること。

⑤ 総合評定値通知書の写し

落札候補者となった者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書の提出日前1年7月以内のもののうち、直近のもの）の写しを速やかに提出すること。ただし、提出時点において、直近の決算に係る総合評定値通知書の交付を受けていない者については、その前の決算に係る総合評定値の写しを提出すること。又、契約締結予定日まで、総合評定値通知書の有効期間が終了する者については、再度有効な総合評定値通知書の写しを速やかに提出すること。

(2) その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、評価値の算定及び参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。
- ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が1者の場合(以下「**有効な入札を行った者が1者の場合**」という。)は、評価基準が確認できる書類等の提出は求めない。

## 6 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で入札を行った全入札参加者について、提出された申請書及び確認資料に基づき、参加資格要件の審査及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。

評価値の算定法は、「**総合評価に関する事項**」に示すとおりである。

- ③ ②の参加資格要件の審査及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して3日以内（町の休日（美波町の休日を定める条例（平成18年美波町条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、参加資格要件を満たす者を落札候補者として決定する。

なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

- ④ 落札候補者を決定した場合、入札参加者に対しては、別途通知する。

- ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合、又は落札候補者の評価値に修正が生じ、他の者の評価値よりも低くなることを確認した場合は、再度、評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。
- (2) 落札者の決定方法等
- ① (1)により落札候補者として決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)に掲げる追加書類の提出を求め、この書類に基づく審査を行う。  
なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
- ② ①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たし、かつ、評価値が最も高いことが確認された場合、この落札候補者を落札者として決定する。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、参加資格要件を満たす者を落札候補者として決定する。  
なお、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者によりこの契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- ③ ①の審査及び②の落札者の決定は、原則とし、落札候補者として決定された日の翌日から起算して2日以内(町の休日を除く。)に行う。
- ④ 落札者を決定した場合は、入札参加者に通知すると共に入札結果は公表する。

## 7 契約締結手続

- (1) 契約に使用する言語  
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成  
この契約を証するため、書面により契約書を作成する。  
なお、落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供し、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。ただし、議会の議決に付すべき契約の場合は、この限りでない。
- (3) 前記(2)に期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合は、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者が前記(2)及び(3)に期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者が請負契約を締結するまでの間において、4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けた場合、又は美波町暴力団等排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、配置予定技術者をこの工事に配置することができなくなった場合には、この請負契約を締結しないものとする。ただし、死亡、入院等、工期延伸の場合で配置予定技術者と同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能な場合にはこの限りでない。
- (7) 契約保証金
- ① 契約に際しては、請負代金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
- ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する銀行振出小切手とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- ③ 公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (8) 建設業退職金共済証紙の購入  
この入札に係る請負契約締結時には、建設業退職金共済証紙購入証明書を提出すること。  
なお、建設業退職金共済証紙購入率は次表のとおりとする。

| 請負代金額         | 工事種別      |           |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
|               | 土 木       | 建 築       | 設 備       |
| 5 億円以上        | 1.8/1,000 | 1.8/1,000 | 1.1/1,000 |
| 1 億円以上～5 億円未満 | 2.3/1,000 | 2.1/1,000 | 1.1/1,000 |

※1：請負代金額は、消費税相当額を含む金額である。

※2：住宅、非住宅の設備は、建築に含まれる。

※3：橋梁上部工、樋門等の工場製作に係る工事にあつては、この限りではないので、発注機関に確認すること。

- (9) 本工事の落札者は、法定外労災保険に加入すること。また、当該入札に係る請負契約締結時には、法定外労災保険の加入証明書等を提出すること。
- (10) その他
- ① 必要があると認めるときは、下請業者に対する下請代金の支払状況等について、報告を求め、その内容についてヒアリングを行うことがあること。

## 8 支払条件

- (1) 前払金（契約約款第 35 条第 1 項関係）  
前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を請求することができる。
- (2) 中間前払金（契約約款第 35 条第 3 項関係）  
中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払との併用は認めない。また、公共工事の中間前金払事務取扱要領（平成 15 年 7 月 22 日建設第 459 号）の 7 に該当する場合を除く。
- (3) その他  
美波町建設工事標準請負契約約款による。

## 9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者が、入札参加者である場合には、入札参加資格不適合通知書により別途通知する。

なお、参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提出期限  
入札参加資格不適合通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日以内（町の休日を除く。）に提出すること。
- (2) 提出時間  
午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 提出場所  
入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載されている場所
- (4) 回答  
説明を求めた者に対し、(1) の提出期限日の翌日から起算して 10 日以内（町の休日を除く。）に、書面により回答する。

## 10 入札に関する事項

- (1) 確認資料の提出  
入札に参加する場合は、確認資料を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
郵送する資料については、提出書類（紙媒体に限る）一式を郵送するものとする。なお、確認

資料の提出を行う場合は、封筒の表に「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所

(2) 入札の方法等

① 入札書は、別添様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、入札箱に投入しなければならない。なお、併せて工事内訳書を提出しなければならない。

② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

④ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名 印

復代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人 氏名 印

## 1.1 評価結果の履行確保

(1) 施工計画の履行確保

合理的な理由がない限り、入札参加申請時に確認資料として提出した技術提案又は施工計画の（以下「技術提案等」という。）記述内容と同等以上の施工ができるように努めること。また、受注者の責により、技術提案等の記述内容どおりに施工が行われない場合は、是正の間、工事を一時中断する。なお、これに伴う工期延期は行わない。

合理的な理由とは、美波町の都合による変更、現場条件（仕様書等と相違がある場合）、自然災害等による変更をいう。

技術提案等の記述内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、入札参加確認資料等に虚偽の記載をしたもの、又は契約違反をしたものとして、「美波町建設工事入札参加資格停止措置要綱」に基づき措置する。

## 1.2 その他

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがあること。

(5) 設計業務の受託者等

入札公告に記載する「この受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

① この受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 代表権を有する役員がこの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者

## ○契約の適正な履行と品質確保のための現場代理人等の運用について

### 1 現場代理人等の運用について

現場代理人等の一般的な運用に関し、この入札公告に記載のないものについては、「徳島県電子入札ホームページ」に公表している「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」に準ずるものとする。

## ○主任技術者等の途中交代の取扱いについて

### 1 総合評価落札方式における主任技術者の途中交代について

別紙1のとおり

### 2 別紙1における特殊事情の解釈等

- (1) 死 亡：受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。
- (2) 入 院 等：傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。ただし、この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるものを除く。  
なお、発注者は、入院等場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させることができる。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしない。  
また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰した場合は、入院期間や休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。
- (3) 退 職：死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により確認できること。
- (4) 工期延伸：天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は請負者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。



## 別紙 1

総合評価落札方式による工事における（配置予定）技術者の特殊事情による交代についての取扱い

- 1 **入札公告から入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という)提出締切までの期間**  
提出締切日時までに配置予定技術者を変更した申請書を再提出するものとする。
  - 2 **申請書締切から入札までの期間**  
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を辞退しなければならない。  
なお、辞退申請書の提出がないときは欠席として扱う。
  - 3 **入札から開札までの期間**  
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を無効とする。
  - 4 **開札から落札決定までの期間**  
申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を失格とする。  
なお、落札候補者として決定された者は、落札決定の前後で、その後の取扱いが大きく異なるため、申請した技術者を配置させることができないときは、落札候補者決定通知の後、直ちに入札執行機関へ連絡しなければならない。また、入札執行機関は、遅延なく文書提出を請求し、その文書を受理するまで落札決定を保留する。
  - 5 **落札決定から契約(現場代理人及び主任(監理)技術者選任届の提出)までの期間**
    - (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合
      - イ この入札公告において、「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格（以下「同等以上の資格」という。）及び入札時に配置予定技術者として評価された者と同等以上の得点（以下「同等以上の評価」という。）を有する者をこの工事に配置できるときは、契約を結ぶことができる。
      - ロ 上記以外の場合は、契約を結ぶことができない。  
なお、いずれの場合においても、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。
    - (2) 退職の場合  
契約を結ぶことができない。  
なお、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。
- 注) 上記 1 から 5 については、総合評価落札方式の入札参加申請書の配置予定技術者に 1 名しか記載のない場合である。
- 6 **契約締結以降**
  - (1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合
    - イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続する。  
また、受注者が 1 カ月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱う。  
なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な扱いとして、受注者との 3 カ月以上の恒常的雇用関係を要しない。
    - ロ 有資格者と交代できない場合  
受注者が 1 カ月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、1 カ月以内に同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、美波町公共工事標準請負契約約款第 60 条に基づく協議により、この契約を終了し、出来高部分等は精算する。

(2) 退職の場合

- イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続する。
- ロ 同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不可能の取り扱いとし、美波町公共工事標準請負契約約款第44条第1項第4号に基づき契約を解除し、出来高部分等を精算する。また、2回の入札参加資格制限及び美波町公共工事標準請負契約約款第51条第2項に基づき請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事にあつては、10分の3）に相当する額を違約金として徴収する。

# 美波町競争契約入札心得

最終改正 令和元年 10 月 1 日

## (目的)

第 1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、美波町財務規則（平成 18 年規則第 31 号）及び美波町公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成 18 年 規則第 69 号）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

## (入札に関する留意事項)

第 2 入札参加者は、町が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。入札書記載金額は、特に指 示のない限り、消費税相当額を除く金額とする。

2 入札書は、封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

5 代理人が入札する場合の記入例

### 代理人の場合

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名  
代理人 氏名 印

### 復代理人の場合

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名  
代理人 住所  
商号又は名称  
氏名  
復代理人 氏名 印

6 建設工事の入札参加者は、第 1 回目の入札に際し、入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

## (入札の辞退)

第 3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

## (公正な入札の確保)

第 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札

意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

- 第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめる。ただし、一般競争入札の場合は、入札参加者が1人であっても有効とする。
- 3 入札は、本町の都合により取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 記名押印のない入札
  - (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (3) 同一事項に対してした2通以上の入札
  - (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
  - (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
  - (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)誤り、又はその記載のない入札
  - (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (8) 建設工事の初度の入札において、工事費内訳書を提出しない者の入札又は工事費内訳書の合計金額と初度の入札書の記載金額が一致しない等工事費内訳書の記入内容に著しい不備のある入札。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(当該入札が失格となる事項)

- 第7 最低制限価格が設定されている場合は、その最低制限価格未満の入札は、失格とする。

(落札者の決定)

- 第8 無効及び失格の入札を除き、予定価格の制限の範囲内で、町にとって最も有利な入札をした者を落札者とする。
  - 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、くじの該当者は、くじを辞退することはできない。

(再度入札)

- 第9 開札をした結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。ただし、再度入札は原則として1回を限度とする。
  - 2 再度入札は、1回目の入札で無効の入札をした者は参加できない。

(契約の締結)

- 第10 落札者は、契約書の案に記名捺印し、建設工事又は業務委託においては、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に、契約金額の10分の1(予定価格が10億円以上の工事の請負契約にあっては10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)
  - 2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前金払の特約)

第11 建設工事又は業務委託の請負金額が500万円以上である場合は、契約締結時に、申し出により10分の4以内(業務委託の場合10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。

2 建設工事の請負金額が500万円以上である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。